

新旧対照表

消費者庁 行政文書管理規則（令和 7 年 5 月変更案）

－ 公文書等の管理に関する法律第 10 条第 3 項の規定による協議用 －

変更後	変更前	備考
（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理） 第29条 <u>特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。別表第2において「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。別表第2において「特定秘密保護法施行令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。別表第2において「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成26年12月9日消費者庁長官決定）の各規定に基づき管理する。</u> 2 <u>重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。別表第2において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。別表第2において「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。別表第2において「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた消費者庁重要経済安保情報保護規程（令和7年5月16日消費者庁長官決定）の各規定に基づき管理する。</u>	（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第29条 <u>特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密</u>である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成26年12月9日消費者庁長官決定）の規定に基づき管理する。 （第2項を新設）	【2項・新設ほか】 ● 重要経済安保情報に関する法令の施行に伴う行政文書の管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）第10の改正

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
- 「1 基本的な考え方」に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管する。
- (1)～(3) (略)
- (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書
- ① 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄を判断する。
- ② 重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄を判断する。
- (5)～(6) (略)

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
- 「1 基本的な考え方」に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管する。
- (1)～(3) (略)
- (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書
- 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄を判断する。
- (②を新設)
- (5)～(6) (略)

【②新設】

- 重要経済安保情報に関する法令の施行に伴うガイドライン別表第 2 の改正

附 則 （令和 7 年 5 月 日消費者庁訓令第 号）

この訓令は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

【変更附則】